

建設省告示第 号

建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第八十九条第一項の規定に基づき、木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s を次のように定める。

平成十二年 月 日

建設大臣 中山 正暉

木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s を定める件

建築基準法施行令第八十九条第一項に規定する木材の基準強度 F_c 、 F_t 、 F_b 及び F_s は、次の各号に掲げる木材の種類及び品質に応じて、それぞれ当該各号に掲げるところによるものとする。

- 針葉樹の構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第四百四十三号）に適合する目視等級区分によるもの その樹種、区分及び等級に応じてそれぞれ次の表の数値とする。ただし、たる木、根太その他荷重を分散して負担する目的で並列して設けた部材（以下「並列材」という。）にあつては、曲げに対する基準強度 F_b の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

からまつ			べいまつ			あかまつ			樹種										
乙種構造材		甲種構造材	乙種構造材		甲種構造材	乙種構造材		甲種構造材	区分										
三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	等級										
一八・六	二一・四	二三・四	一八・六	二〇・四	二三・四	一三・八	一八・	二七・〇	一三・八	二八・	二七・	一一・四	一六・八	二七・	一一・四	一六・八	二七・	Fc	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)
一〇・八	一二・六	一四・四	一三・八	一五・六	一八・	八・四	一〇・八	一六・二	一〇・八	一三・八	二〇・四	七・二	一六・二	九・	一二・六	一一・四	Ft		
一七・四	二〇・四	二三・四	二三・四	二五・八	二九・四	一三・八	一八・	二七・	一七・四	二二・八	三四・二	一一・四	一六・八	二六・四	一四・四	二〇・四	三三・六	Fb	
一一・一			二・四			二・四			Fs										

べいつが		ひのき						ひば						ダフリカ からまつ					
乙種構造材		甲種構造材				乙種構造材		甲種構造材				乙種構造材		甲種構造材					
二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級
二二・	二二・	一七・四	二二・	二二・	二三・四	二七・	三三・六	二三・四	二七・	三〇・六	二三・四	二七・六	二八・二	二三・四	二七・六	二八・二	二二・二	二五・二	二八・八
一二・六	一二・六	一三・二	一五・六	一五・六	一三・八	一六・二	一八・六	一七・四	二〇・四	一二・八	一二・六	一六・八	一六・八	一八・	一一・	一一・	一三・二	一五・	一七・四
二一・	二一・	二一・六	二六・四	二六・四	二三・四	二七・	三〇・六	二八・八	三四・二	三八・四	二一・四	二七・六	二八・二	二九・四	三四・八	三四・八	二二・二	二五・二	二八・八
二・一		二・一						二・一						二・一					

すぎ	乙種構造材		甲種構造材		えぞまつ及び とどまつ		乙種構造材		甲種構造材				
	三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級	二級	一級	三級			
	一八・	二二・四	二二・六	一八・	二〇・四	二一・六	一三・八	二二・八	二七・	一三・八	二二・八	二七・	一七・四
	一〇・八	一二・六	一三・二	一三・八	一五・六	一六・二	五・四	一三・八	一六・二	一・八	一七・四	二〇・四	一〇・二
	一八・	二〇・四	二一・六	二二・二	二五・八	二七・	九・	二二・八	二七・	一七・四	二八・二	三四・二	一七・四
	一・八					一・八							

二 針葉樹の構造用製材の日本農林規格に適合する機械等級区分によるもの その樹種及び等級に応じて、それぞれ次の表の数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

樹種	等級	Fc	Ft	Fb	Fs
		基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			

す ぎ	あかまつ、べいまつ、ダフリ カからまつ、べいつが、えぞ まつ及びとどまつ											
	E七	九・六	七・二	一一・								
	E九	一六・八	一二・六	二一・								
	E一一	二四・六	一八・六	三・六								
	E一三	三一・八	二四・	三九・六								
	E一五	三九・	二九・四	四八・六								
	E五	一一・四	八・四	一三・八								
	E七	一八・	一三・二	二二・二								
	E九	二四・六	一八・六	三・六								
	E一一	三一・二	二三・四	三八・四								
	E一三	三七・八	二八・二	四六・八								
	E一五	四四・四	三三・	五五・二								
	E五	一九・二	一四・四	二四・								
	E七	二一・六	一六・二	二六・四								
	E九	二八・二	一一・	三四・八								
E一一	三二・四	二四・六	四・八									
E一三	三七・二	二七・六	四六・二									
E一五	四一・四	三一・二	五一・六									
樹種に 前号の表 の基準強 度による。												

三 枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（昭和四十九年農林水産省告示第六百号）に適合するものう

ち、寸法形式が一 四、二 三、二 四又は四 四のもの その樹種、区分及び等級に応じてそれぞれ

次の表一に掲げる数値とする。この場合において、当該寸法形式以外の寸法形式の枠組壁工法構造用製

材については、表一に掲げる数値に表二に掲げる数値を乗じた数値とする。更に、並列材にあつては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

表一

樹種グループ	樹種	区分		等級		基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)							
		甲種	乙種	特級	一級	二級	三級	Fc	Ft	Fb	Fs		
S	DFir L	甲種	乙種	特級	一級	二級	三級	一一・四	一七・四	二一・六	一一・四	一一・四	二・四
				スタンダード	スタンダード	スタンダード	スタンダード	一七・四	二一・四	二一・六	一一・四	一一・四	
				ユーティリティ	ユーティリティ	ユーティリティ	ユーティリティ	一一・四	一七・四	二一・六	一一・四	一一・四	
		甲種	乙種	特級	一級	二級	三級	一一・四	一七・四	二一・六	一一・四	一一・四	
				スタンダード	スタンダード	スタンダード	スタンダード	一一・四	一七・四	二一・六	一一・四	一一・四	
				ユーティリティ	ユーティリティ	ユーティリティ	ユーティリティ	一一・四	一七・四	二一・六	一一・四	一一・四	
	Hem Tam	甲種	乙種	特級	一級	二級	三級	一一・四	一七・四	二一・六	一一・四	一一・四	二・一
				スタンダード	スタンダード	スタンダード	スタンダード	一一・四	一七・四	二一・六	一一・四	一一・四	
				ユーティリティ	ユーティリティ	ユーティリティ	ユーティリティ	一一・四	一七・四	二一・六	一一・四	一一・四	
		甲種	乙種	特級	一級	二級	三級	一一・四	一七・四	二一・六	一一・四	一一・四	
				スタンダード	スタンダード	スタンダード	スタンダード	一一・四	一七・四	二一・六	一一・四	一一・四	
				ユーティリティ	ユーティリティ	ユーティリティ	ユーティリティ	一一・四	一七・四	二一・六	一一・四	一一・四	

表二

S																							
Hem Fir						S P F 又は Spruce Pine Fir						W Cedar											
甲種						乙種						甲種						乙種					
ユーティリティ	特級	一級	二級	三級	コンストラクション	スタンダード	ユーティリティ	特級	一級	二級	三級	コンストラクション	スタンダード	ユーティリティ	特級	一級	二級	三級	コンストラクション	スタンダード	ユーティリティ		
七・二	二四・	二〇・四	一八・六	一〇・八	一九・八	一六・八	一〇・八	二〇・四	一八・	一七・四	一・二	一八・六	一五・六	一・二	一五・	一二・六	一・二	六・	一一・四	九・	六・		
一・二	一二二・二	一五・〇	一二・六	七・二	九・六	五・四	二・四	一六・八	一二・	一一・四	六・六	八・四	四・八	二・四	一四・四	一・二	一・二	六・	七・二	四・二	一・八		
三・	三四・二	二三・四	二〇・四	一二・	一五・六	九・	四・二	三・	一二二・二	一一・六	一一・六	一六・二	一六・二	九・	二三・四	一六・八	一六・二	九・六	一二・	六・六	三・六		
				二・一												一・八							

寸法形式	応力の種類			せん断
	圧縮	引張り	曲げ	
一〇六 二〇六 四〇六	〇・九六	〇・八四	〇・八四	一・〇〇
二〇八 四〇八	〇・九三	〇・七五	〇・七五	
二二〇	〇・九一	〇・六八	〇・六八	
二二二	〇・八九	〇・六三	〇・六三	

四 枠組壁工法構造用たて継ぎ材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示第七百一号）に適合する枠組

壁工法構造用たて継ぎ材のうち、寸法形式が一 四又は二 四のもの その樹種、区分及び等級に応じ
てそれぞれ次の表一に掲げる数値とする。この場合において、当該寸法形式以外の寸法形式の枠組壁工
法構造用製材については、表一に掲げる数値に表二に掲げる数値を乗じた数値とする。更に、並列材に
あつては、曲げに対する基準強度 F_b の数値について、当該部材群に構造用合板又はこれと同等以上の面
材をはる場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

表一

樹種グループ	樹種	区分	等級	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつ きニュートン）			
				F_c	F_t	F_b	F_s

		S																				
Hem Fir		Hem Tam						DFir L														
乙種		甲種			乙種			甲種			乙種			甲種								
ユーティリティ		コンストラクション			スタンダード			ユーティリティ			コンストラクション			スタンダード								
	一〇・八	一六・八	一九・八	一〇・八	一八・六	二〇・四	二四・	一一・四	七・二	一一・四	七・二	二・六	一五・	一八・	一七・四	一一・四	一七・四	二一・六	一一・四	一九・二	一二・二	二五・八
	二・四	五・四	九・六	七・二	一二・六	一五・〇	一二・二	三・	一・二	三・	四・八	三・六	六・六	八・四	六・六	三・	六・六	一一・四	八・四	一五・〇	一六・二	二四・
	四・二	九・	一五・六	一一・	二〇・四	二三・四	三四・二	五・四	三・	五・四	一・二	八・四	一三・八	一八・	九・六	四・二	九・六	一六・二	一一・六	二一・六	二四・六	三六・
		一一・一																一一・四				

寸法形式	応力の種類	圧縮	引張り	曲げ	せん断
二〇六 四〇六		〇・九六	〇・八四	〇・八四	
二〇八 四〇八		〇・九三	〇・七五	〇・七五	一・〇〇

表六

S									
S P F又は Spruce Pine Fir									
たて枠用たて継ぎ材					たて枠用たて継ぎ材				
甲種					乙種				
	特級	一級	二級	三級		特級	一級	二級	三級
	コンストラクション	スタンダード	ユーティリティ	たて枠用たて継ぎ材		コンストラクション	スタンダード	ユーティリティ	たて枠用たて継ぎ材
	一六・八	二〇・四	一八・	一七・四		一六・六	一五・六	一五・二	一五・
	五・四	一六・八	一二・	一一・四		五・四	四・八	二・四	二・四
	九・	三一・	二一・六	二一・六		一六・二	一六・二	一四・二	一四・二

一一〇	〇・九一	〇・六八	〇・六八
一一一	〇・八九	〇・六三	〇・六三

五 機械による曲げ応力等級区分を行う枠組壁工法構造用製材の日本農林規格（平成三年農林水産省告示

第七百二号）に適合する枠組壁工法構造用製材 その曲げ応力等級に応じてそれぞれ次の表に掲げる数

値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度 F_b の数値について、当該部材群に構造用

合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・一五を乗じた数値とすることができる。

曲げ応力等級	基準強度（単位 一平方ミリメートルにつきニュートン）			
	F_c	F_t	F_b	F_s
九 九	九・六	五・四	一三・二	
一一	一一・六	九・	一七・四	
一二	一二・六	九・	一九・八	
一三	一三・八	一一・四		
一四	一五・	一二・		
一五	一五・六	一三・二		
一六				

一六五	F b	一・四 E											
一六五	F b	一・五 E											
一六五	F b	一・八 E											
一八	F b	一・六 E											
一八	F b	二・一 E											
一九五	F b	一・五 E											
一九五	F b	一・七 E											
二一	F b	一・八 E											
二二五	F b	一・六 E											
二二五	F b	一・九 E											
二四	F b	一・七 E											
二四	F b	二・七 E											
二五五	F b	二・一 E											
二五五	F b	二・一 E											
二七	F b	二・二 E											
二八五	F b	二・三 E											
三	F b	二・四 E											
三一五	F b	二・五 E											
三三	F b	二・六 E											
			三三・六		三八・四		四八・						
			三二・四		三六・六		四五・六						
			三・六		三四・八		四三・八						
			二九・四		三三・六		四一・四						
			二七・六		三一・二		三九・六						
			二六・四		三・		三七・二						
			二四・六		二八・二		三四・八						
			二二・八		二五・八		三三・						
			二一・六		二三・四		三〇・六						
			一九・八		二・四		二八・八						
			一八・六		一七・四		二六・四						
			一六・八		一五・		二四・						

樹種に応じ、
 枠組壁工法構造用製材の基準強度による

六 無等級材（日本農林規格に定められていない木材をいう。）その樹種に応じてそれぞれ次に掲げる

数値とする。ただし、並列材にあつては、曲げに対する基準強度Fbの数値について、当該部材群に構造

用合板又はこれと同等以上の面材をはる場合には一・二五を、その他の場合には一・一五を乗じた数値

とすることができる。

樹種	基準強度(単位 一平方ミリメートルにつきニュートン)			
	Fc	Ft	Fb	Fs
あかまつ、くろまつ及びべいまつ	二二・二	一七・七	二八・二	二・四
からまつ、ひば、ひのき及びべいひ	二〇・七	一六・二	二六・七	二・一
つが及びべいつが	一九・二	一四・七	二五・二	二・一
もみ、えぞまつ、とどまつ、べにまつ、すぎ、べいすぎ及びスプルース	一七・七	一三・五	二三・二	一・八
かし	二七・	二四・	三八・四	四・二
くり、なら、ぶな、けやき	二一・	一八・	二九・四	三・

七 前各号に掲げる木材以外で、建設大臣が指定したもの その樹種、区分及び等級等に応じてそれぞれ 建設大臣が指定した数値とする。

附 則

この告示は、平成十二年六月一日から施行する。